

こうほう

平成29年(2017年) 3月31日号 NO.63

佐倉市の上下水道

発行

佐倉市
上下水道部

住所
佐倉市海隣寺町97番地

しっかりメンテナンス貯水槽水道

貯水槽（受水槽）を設置している場合には、清掃や点検が義務付けられている場合があります。
安心して水を使うために、しっかりと管理しましょう。

貯水槽水道とは

貯水槽水道とは、佐倉市上下水道部から供給される水だけを水源とし、その水をいったん貯水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する設備の総称です。マンションなどの貯水槽から蛇口までの部分がこの「貯水槽水道」に該当します。

貯水槽水道は、その容量によってさらに区分されています。

- 貯水槽の容量が10立方メートルを超えるもの … 「簡易専用水道」
- 貯水槽の容量が10立方メートル以下のもの … 「小規模貯水槽水道」



いつでも安心して水を使うために

マンションなどで使用する貯水槽水道の管理責任は設置者にあります。

設置者とは、建物の所有者や所有者から管理を任された管理会社などのことです。

また、水質についても、貯水槽に入るまでの水質は佐倉市上下水道部が管理をしていますが、貯水槽から各自のお宅の蛇口までは、設置者が責任をもって管理することとなっています。（水道法第34条の2及び佐倉市給水条例第41条の3）

「安全な おいしい 水道水」でも、日頃の管理を怠ると事故につながることもありますので、正しい管理を行ってください。

設置者の役割

●「簡易専用水道」の管理

- 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期的に行う。
- 貯水槽の点検、水質の管理を行う。
- 供給している水が人の健康を害する恐れがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、利用者、関係者に周知する。

●「簡易専用水道」の検査

厚生労働大臣登録水質検査機関(下記参照)の検査を、1年以内ごとに1回定期的に行う。

●「小規模貯水槽水道」の管理

- 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期的に行う。
- 貯水槽の点検、水質の管理を行う。
など、「簡易専用水道」に準じた管理を行う。

※ 「小規模貯水槽水道」の検査
上記の簡易専用水道と同様に、厚生労働大臣登録水質検査機関の検査も、できるだけ受検してください。

点検及び清掃事業者について

●「簡易専用水道」等の検査

検査機関一覧は厚生労働省水道水質情報の水質検査機関登録簿からご覧になれます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>)

●「簡易専用水道」等の清掃

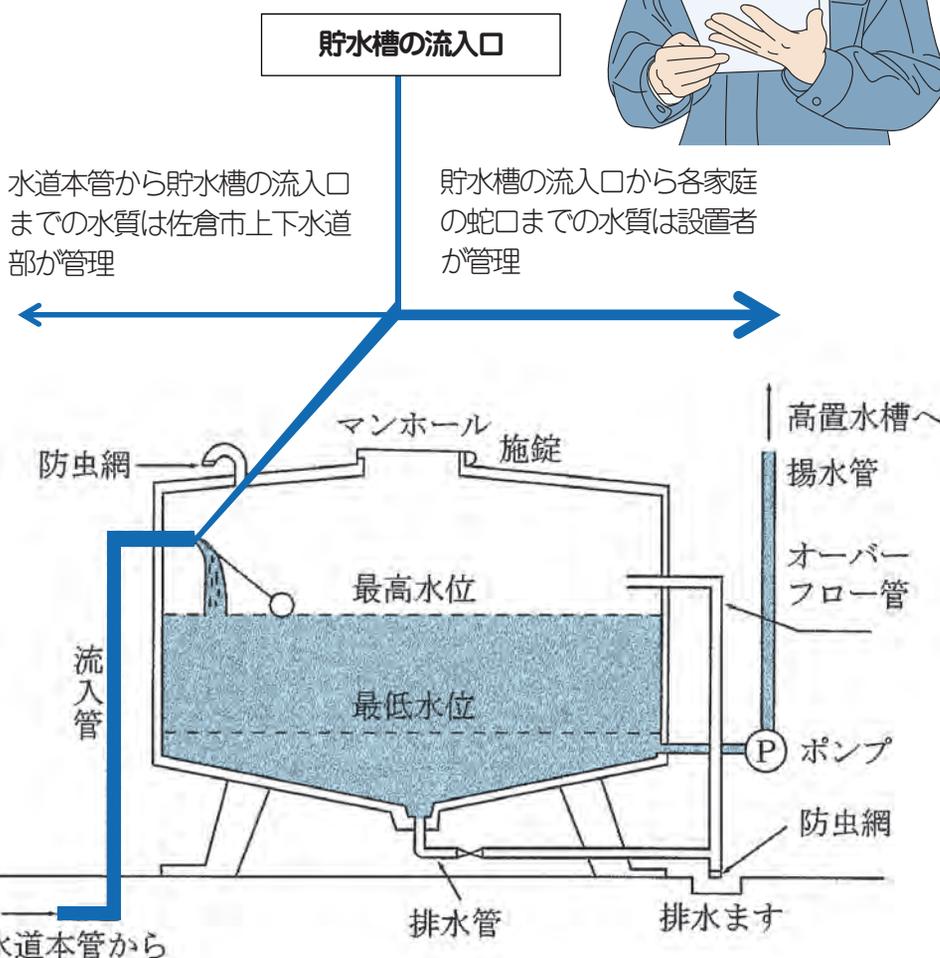
千葉県登録の「建築物飲料水貯水槽清掃業」を参考にしてください。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/koushuueisei/sonohoka/jigyousho.html>)

注1 登録業者以外の貯水槽清掃を禁止するものではありません。

注2 料金等は業者ごとに異なりますので、直接問い合わせください。

貯水槽水道の水質管理区分



平成29年度の水道事業・下水道事業予算について

平成29年度 水道事業 予算の概要

安心で安全な水を安定的にお客様に継続的に供給し、健全経営の維持に努めます。老朽化した施設の更新を中心に事業を進めます。

【収益的収支(水道水を作り、ご家庭に送るための費用と、その財源です)】

収益 40億8,393万円

水道料金 34億3,000万円	長期前受金戻入 ^{※1} 3億6,411万円	その他収入 2億8,982万円
--------------------	------------------------------------	--------------------

費用 37億537万円

受水費・人件費等の営業費用 24億6,041万円	減価償却費 11億2,547万円	予算における利益 3億7,856万円
-----------------------------	---------------------	-----------------------

借入金利息の支払い等(予備費含む) 1億1,949万円

【資本的収支(水道施設の建設や更新・耐震化のための費用と、その財源です)】

収入 1億5,104万円

不足額 ^{※2} 17億5,324万円
固定資産売却代金 1億3,898万円
他会計負担金 1,206万円

支出 19億428万円

老朽管耐震化工事、浄水場施設等改修工事等の費用 17億5,924万円	借入金元金の返済等 1億4,504万円
---------------------------------------	------------------------

※1 長期前受金戻入は補助金や寄贈により取得した水道管を収益としていくものです。
※2 不足額は、損益勘定留保資金(施設の建設や更新のために用意している現金)などで補います。

平成29年度 下水道事業 予算の概要

公衆衛生、環境保全、および防災の各面において、地域住民から求められる安全と安心を継続的に提供するため、未普及地区での下水道管の整備を行うほか、老朽化した下水道管の更新や中継ポンプ場などの下水道施設の改修を進めます。

【収益的収支(汚水処理や、雨水排除するための費用と、その財源です)】

収益 37億7,370万円

下水道使用料 23億7,900万円	長期前受金戻入 ^{※3} 11億5,828万円	その他収入 2億3,642万円
----------------------	-------------------------------------	--------------------

費用 33億9,507万円

印旛沼流域下水道処理費・人件費等の営業費用 16億1,058万円	減価償却費 16億3,590万円
-------------------------------------	---------------------

借入金利息の支払い等(予備費含む) 1億4,859万円
予算における利益 3億7,863万円

【資本的収支(下水道施設の建設や更新・耐震化のための費用とその財源です)】

収入 : 6億5,440万円

企業債 2億9,680万円	不足額 ^{※4} 7億3,670万円
補助金 1億6,200万円	負担金、その他 4,802万円
出資金 1億4,758万円	

支出 : 13億9,110万円

下水道施設の拡張、改良工事等の費用 10億3,198万円	借入金元金の返済等 3億5,912万円
---------------------------------	------------------------

※3 長期前受金戻入は、補助金や寄贈により取得した下水道管を収益としていくものです。
※4 不足額は、損益勘定留保資金(施設の建設や更新のために用意している現金)などで補います。

快適な暮らしを未来につなぐために

平成28年3月に策定した上下水道ビジョンでは、「快適な暮らしを未来につなぐ佐倉の上下水道」を基本理念としています。そして、①浸水対策(雨水)の推進、②水道施設の更新・耐震化、③下水道施設の更新・耐震化、④危機管理体制の強化、⑤経営基盤の強化を重点施策として位置付けています。

平成29年度はこのような事業を進めていきます(平成29年度主要事業)

①浸水対策(雨水)

平成28年度から引き続き配水池の整備などについて検討を行います。一気に雨水が流れないようにする施策の一つです。

②水道施設の更新・耐震化

水道管耐震化工事 予定延長 約10.2km … 約11億4千万円
水道事業耐震化計画を踏まえ、水道施設の更新・耐震化を進めていきます。

③下水道施設の更新・耐震化

下水道管更新工事 予定延長 約2.4km … 約3億1千万円
ポンプの改修工事 … 約1億2千万円
長寿命化計画を踏まえ、下水道施設の更新・耐震化、長寿命化を進めます。

④危機管理体制の強化

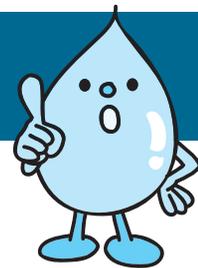
上座浄水場緊急遮断弁更新工事
大きな地震が来たときに水道管が壊れ、配水池に貯めている水が流れ出さないようにするストッパーの更新です。

⑤経営基盤の強化

下水道管布設工事 予定延長 約1.0km … 約1億5千万円



なぜ？ どうして？ 下水道使用料改定Q & A



平成29年7月1日より33.1%の改定となる下水道使用料については、平成29年2月15日号(下水道使用料改定臨時号)でもお伝えしましたが、今回は、皆様からのよくあるお問い合わせにお答えします。

Q なぜ値上げするのか？

A 一番の理由は、下水道施設の老朽化や耐震化対策に要する費用が不足するためです。現行使用料を据え置いた場合、平成30年度には資金がマイナスとなり、深刻な経営状況に陥る可能性が高くなります。

Q 値上げよりも経営努力が先ではないか？

A 当市下水道事業は、平成26年度から企業会計へ移行しました。千葉県内でも3番目の移行であり、経営の健全化に向けた先進的な取り組みと考えています。また、水道部と下水道課の組織統合により人件費の抑制に努め、汚水適正処理構想を見直し整備区域を縮小することにより整備費用についても削減しています。

Q 市から補助をもらって、値上げを安く抑えられないのか？

A 下水道事業は、使用料で運営することが基本(汚水私費の原則)であり、税金については、教育、福祉、道路などの公共的分野に使われるべきと考えます。市の補助に依存するのではなく、自立した経営体制を作り上げ、健全な経営を続けることが、皆様へのサービスにつながるものと認識していることから、税金からの補てんは考えていません。

Q 下水道施設の更新や新たな整備にどのくらいの費用がかかるの？

A 更新事業(老朽化した施設を新しいものに交換する)として、平成42年度までに約134億円、拡張整備事業(未整備地域に下水道管を新たに整備する)として平成36年度までに約20億円を想定しています。

Q 値上げするにしても33.1%は高すぎるのでは？

A 公募市民や有識者などによる懇話会で、18～38%までの5つの改定パターンを検討した結果、低い改定率では近々の再改定が予想され、八ッ場ダム完成に伴う水道料金との同時改定が懸念されることなどから、今回の改定率33.4%やむなしとの結論に至りました。その後、最新の決算数値などから33.1%の改定としました。

Q 一般的な家庭でどのくらいの値上げになるの？

A 現行使用料からの増加額(2か月当たりの税込)は、標準的な2人世帯の使用(40㎡)で1,205円、標準的な4人世帯の使用(60㎡)で1,940円です。水道料金の値上げはありませんので、上下水道を合わせてご使用のかたは、合算では12～13%の値上げとなります。

Q 現在の使用料は県内でも2番目に安いそうだが、なぜ20年間も値上げしなかったのか？

A 当市の下水道整備は、昭和40年代後半から平成のはじめにかけて多くが整備されました。従って、現在の使用料が施行された平成6年以降は、整備は一段落し、施設の老朽度合いもさほど進んでおらず、全体的にコストがかからなかったことが、主な要因です。

引き続き、事業効率を高めるなど経営努力を一層高めるとともに、経営状況や使用料等へのご理解をいただくための努力も徹底して進めてまいりますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

●雨水管の誤接続にご注意ください

佐倉市の下水道は、「汚水は汚水管に」「雨水は側溝や水路などに」別々に流す「分流式下水道」で整備しています。

大雨時に、たくさんの雨水が汚水管に流れ込み、下水が処理できれず困っています。

雨水が汚水管に流れ込む原因は、次のようなことが考えられます。

- 雨どいなどの排水設備が、誤って汚水管につながっている。 ○排水設備が破損している。
- 宅地内にたまった雨水を流すために、汚水マスや道路のマンホールを開けている。
- マンホール蓋の小さな穴から雨水が侵入する。

汚水管にたくさんの雨水が流れ込むとこのような影響も…

下水道が使えなくなる

汚水とともに、マンホールや宅地内の汚水マスからあふれ出したり、トイレなど家庭からの排水が流れなくなります。

下水道の維持管理費の増加につながる

本来処理する必要のないたくさんの雨水が流れ込んだ下水を処理するため処理費等の維持管理費が増加し、不経済・非効率となっています。

このようなことを防ぐには、みなさんのご協力が必要です。

大雨時の下水量を削減するために、

◇排水設備の点検をしましょう。

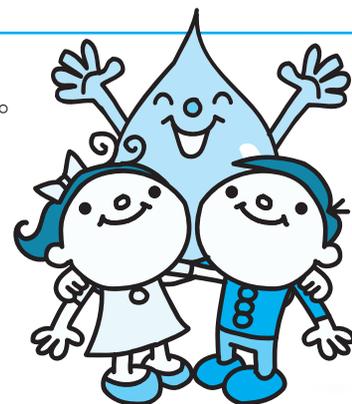
- ・雨どいや雨水マスが汚水管につながっていませんか？
- 破損していませんか？

◇宅地内の汚水マスや道路のマンホールを開けてはいけません。

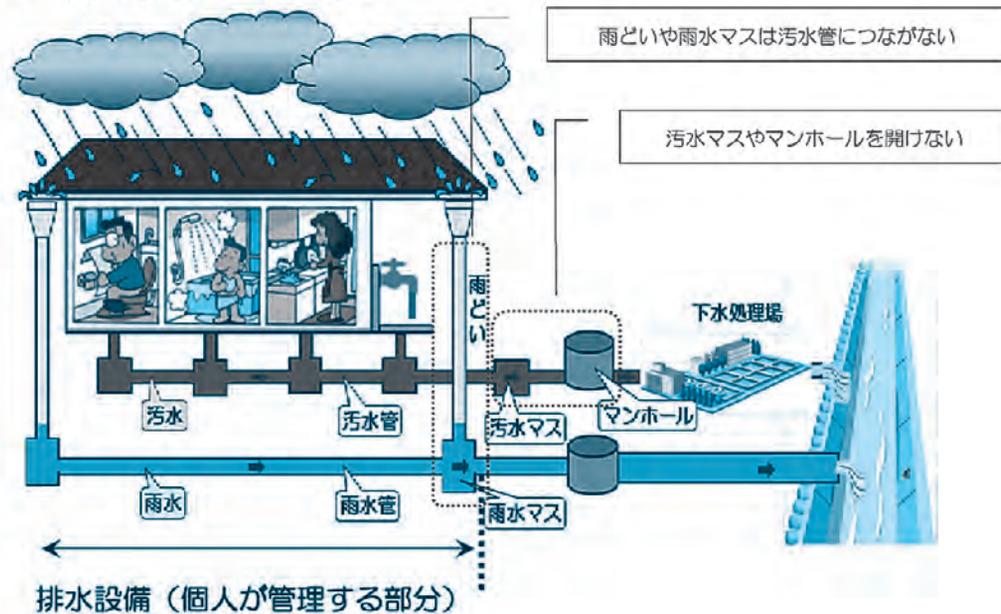
- ・ゴミなどの異物が流れ込み下水が流れにくくなります。
- ・マンホールへの転落など重大な事故につながり非常に危険です。

◇大雨時の下水量を減らすためのご協力をお願いします。

- ・台所の洗い物や洗濯を控える、ふろの残り湯は溜めておく など



《下水道の正しい使い方》



雨どいや雨水マスは汚水管につながらない

汚水マスやマンホールを開けない

排水設備 (個人が管理する部分)

平成29年度 水質検査計画を作成しました

安全・安心な水をお届けします

水質検査計画とは、法律で決められた水質項目について、どこの水を何回検査するか定めたものです。

検査している場所は・・・



① 井戸

井戸水について異常がないか確認します。
市内に32カ所あり、年4回検査しています。

③ じゃ口

安全でおいしい水が届いているか、公園などで検査します。市内9カ所で年4回～12回実施しています。また、色、濁り及び消毒の残留効果は、3カ所で24時間測定しています。



② 浄水場

浄水する前の水の水質はどうか、浄水した水の水質はどうなっているかチェックするため、井戸水が1箇所に集まったプール(着水井)の水を年12回調べています。また、浄水場から配られる直前の水を年4回調べています。



どんな検査をしているの・・・

水の中には、目に見えないいろいろなものが入っています。その中に危険なものが入っていないか、みんなが安心して飲めるのか調べています。

詳しくはこちら

佐倉市上下水道部 水質検査計画

検索

※佐倉市役所2階にある市政資料室でもご覧いただけます。



●上下水道施設見学会のお知らせ

佐倉市上下水道部では、上座浄水場及び志津中継ポンプ場の見学会を予定しています。

普段見ることのできない施設の内部を、職員の解説とともに、佐倉市の水がどこでどのように作られているのか、汚水がどのように流れていくのか、ご覧いただけます。

詳細につきましては、「こうほう佐倉」、「こうほう佐倉市の上下水道」6月1日号に掲載する予定です。



引越しのシーズンです

水道の使用開始・中止の手続きはお済みですか？
お引越しが決まりましたら、下記の連絡先までお早めにご連絡ください。

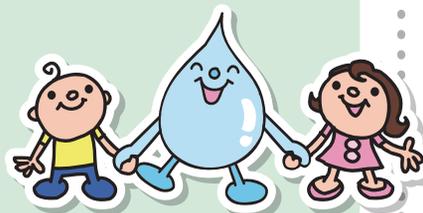
こんなときもお知らせください

- ・長期間水道を使わないとき
- ・使用者名義が変わるとき
- ・井戸を水源として下水道をお使いの一般家庭で、居住人数が増減したとき

【連絡先】佐倉市上下水道お客様センター (業務委託)

第一環境株式会社 佐倉営業所
佐倉市表町四丁目7-1 ☎043-486-1555

【営業時間】平日及び土曜日の午前8時30分～午後5時15分
ただし年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
日曜日・祝日(土曜日を除く)は休業



水道水中の放射性物質について



平成29年3月17日現在、浄水場で採取した水道水から、放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されておられません。

今後も皆様に安心してご使用いただけるよう検査を継続してまいります。

●上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191 FAX番号：043-485-1194

E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp

ホームページ：http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0_12.html